

全建労発第 70 号
令和 3 年 1 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令等の施行等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、厚生労働省労働基準局が所管する法令に関し、国民や事業者等の押印または署名を不要とするために必要な改正を行う「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」(令和 2 年厚生労働省告示第 397 号)が令和 2 年 12 月 25 日に公布され、同日施行された旨、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり周知依頼がありましたので、改正の趣旨等をご理解いただき、貴協会の会員の皆様に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、都道府県労働局長宛に同内容の文書を通知されており、別添 1、別添 2、別添 4、別添 5、別添 7 及び別添 8 については、添付が省略されており、順次、厚生労働省 HP「労働安全衛生関係主要様式」に掲載されることとなっております。

厚生労働省 HP

([URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei36/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei36/index.html))

以上

担当：労働部 又木